

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

## 公表日

令和6年8月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る申請等の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者証に関する事務 ・被保険者資格証明書に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・措置に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・一時差止めに関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ガバメントクラウド等

## 2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(83の項) 情報照会の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(82の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療介護課
②所属長の役職名	医療介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 医療介護課 TEL 0791-43-6820

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	医療介護課長 岸本 慎一	医療介護課長 松下 直樹	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 82 情報提供 番号法別表第二 1,80,83	(削除)	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	医療介護課長 松下 直樹	医療介護課長	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	TEL 0791-43-6813	TEL 0791-43-6820	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法 別表第一 項番59	番号法 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	空欄	情報提供の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(83の項) 情報照会の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(82の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年6月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	後期高齢者医療システム 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー、ガバメントクラウド等	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	番号法 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(省略) 情報照会の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(82の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2	(省略) 情報照会の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(82の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年4月1日時点	事後	